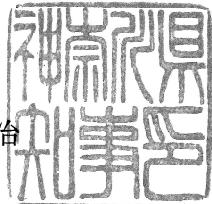


資料 4

水第 2153 号  
令和 7 年 9 月 22 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求める。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ漁業	6	定めなし	点の位置 A 横浜市中区本牧 本牧ふ頭 D 突堤 護岸北東角 B 本牧沖灯浮標 C 南本牧ふ頭護岸北東角 D 南本牧ふ頭護岸南角 E 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸 東角  区域 上記 AB、BC、DE 及び陸岸によって 囲まれた区域	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	横浜市中 区に漁業 根拠地を 有する者	1 固定式刺し 網（三枚網）に よる採捕に限 る。 2 網目は 6.3 センチメートル 以上とする。	令和 7 年 10 月 6 日か ら 11 月 5 日ま で	令和 7 年 12 月 1 日か ら令和 12 年 11 月 30 日 まで

	29	同上	<p>区域 アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF 及びCDの7直線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先 端燈台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左 岸下流端から北東方向に延びる護岸 沿い60メートルに位置する同護岸天 端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右 岸下流端から北東方向に延びる護岸 沿い7.5メートルに位置する同護岸 天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左 岸上流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右 岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護 岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸 沿いにGから500メートルに位置す る同護岸天端海側端</p>	同上	横浜市金 沢区に漁 業根拠地 を有する 者	<p>1 固定式刺し 網（一枚網及び 三枚網）及びは だかもぐり漁法 による採捕に限 る</p> <p>2 三枚網の網 目は6.3センチ メートル以上と する。</p> <p>3 一枚網は1 月1日から2 月末日まで使用 してはならな い。</p>	同上	同上
--	----	----	--	----	-----------------------------------	--	----	----

		<p>点の位置</p> <p>ア G から南西方向に延びる防波護岸 沿いに G から 383 メートルに位置す る同護岸天端海側端</p> <p>イ G から H を見通した線を 0 度と し, G から右回りに 348 度 17 分 392 メートルの点</p> <p>ウ A から 9 度 30 分(真方位)1,550 メートルの点</p> <p>エ A から 101 度 30 分(真方位)1,730 メートルの点</p> <p>オ B から 76 度 20.1 分(真方 位)3,460 メートルの点</p>				
2	同上	<p>区域 (1) アイ, イウ, ウエ, エオ, オ B, E F 及び C D の 7 直線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>ア 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端 燈台中心点</p> <p>ブ 横須賀市夏島町 1 番地護岸角</p> <p>シ 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸 下流端から北東方向に延びる護岸沿い 60 メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>ズ 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸 下流端から北東方向に延びる護岸沿い 7.5</p>	同上	同上	同上	同上

		<p>メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 500 メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>点の位置</p> <p>ア G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 383 メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ G から H を見通した線を 0 度とし, G から右回りに 348 度 17 分 392 メートルの点</p> <p>ウ A から 9 度 30 分(真方位)1,550 メートルの点</p> <p>エ A から 101 度 30 分(真方位)1,730 メートルの点</p> <p>オ B から 76 度 20.1 分(真方位)3,460 メートルの点</p> <p>区域 (2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p>			
--	--	---	--	--	--

			<p>カ 南本牧ふ頭護岸南角</p> <p>キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角</p> <p>ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端</p>					
8	同上	基点	<p>A 横須賀市稻岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部</p> <p>B 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端東側角</p> <p>点の位置</p> <p>ア Aから 129度 59.6分 16メートルの所</p> <p>イ Aから 65度 49.6分 65メートルの所</p> <p>ウ Aから 67度 29.6分 1,162メートルの所</p> <p>エ Aから 74度 49.6分 1,310メートルの所</p> <p>オ Aから 154度 29.6分 664メートルの所</p> <p>カ オとエを結んだ直線上でオから 243メートルの所</p> <p>キ Bから 214度 07分 570メートルの所</p>	3月1日 から4月 30日まで	横須賀市 平成町に 漁業根拠 地を有する 者	<p>1 はだかもぐり、みづき漁法、たも網、刺し網(ただし、一枚網に限る。)及び徒手による採捕に限る。</p> <p>2 船舶の航行を妨げてはならない。</p>	同上	同上

		<p>ク Bから 219度 18分 609メートルの所</p> <p>ケ Bから 199度 05分 1,174メートルの所</p> <p>コ Bから 194度 52分 1,362メートルの所</p> <p>サ Bから 194度 22分 1,749メートルの所</p> <p>シ 横須賀市大津一丁目三春・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ310メートルのところ</p> <p>ス 北緯35度17分4.7秒 東経139度40分44.6秒の点</p> <p>セ 北緯35度17分4.5秒 東経139度40分46秒</p> <p>ソ 北緯35度16分51秒 東経139度40分41秒</p> <p>タ 北緯35度16分51.3秒 東経139度40分39.5秒</p> <p>区域 アイ、イウ、ウエ及びエオの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにオカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、スセ、セソ、ソタ及びタスの4直線に囲まれ</p>			
--	--	---	--	--	--

			た区域のうちの海面を除く。					
	22	同上	<p>点の位置</p> <p>ア 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角</p> <p>イ 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護 岸北東角</p> <p>ウ 北緯 35 度 8 分 29 秒、東経 139 度 36 分 35 秒の点</p> <p>エ 北緯 35 度 8 分 22 秒、東経 139 度 36 分 26 秒の点</p> <p>オ 北緯 35 度 8 分 14 秒、東経 139 度 36 分 44 秒の点</p> <p>区域 アイ、ウエ及びエオの 3 直線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域。ただし、共同漁業権の漁 場の区域を除く。</p>	<p>11 月 1 日 から翌年 4 月 30 日 まで</p>	<p>三浦市に 漁業根拠 地を有す る者</p>	<p>1 みづき漁法、 たも網及び徒手 による採捕に限 る。</p> <p>2 船舶の航行 を妨げてはなら ない。</p>	同上	同上